

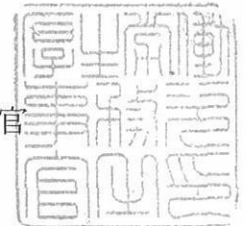
大

厚生労働省発雇児0615第3号  
平成23年6月15日

青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事  
千葉県知事  
新潟県知事  
長野県知事  
仙台市長  
千葉市長  
盛岡市長  
郡山市長  
いわき市長  
宇都宮市長  
船橋市長

殿

厚生労働事務次官



平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金の交付について

標記の補助金については、別紙「平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成23年5月2日から適用することとされたので通知する。

## 別 紙

### 平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金交付要綱

#### (通 則)

- 1 子育て支援事業設備等復旧支援事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び同年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震(以下「東日本大震災」という。)により被災した放課後児童健全育成事業実施施設等の子育て関連施設等について、当該事業の復旧に要する初期契約費用(礼金、手数料)、再開等準備費用の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって東日本大震災の被災地における子育て支援サービスの確保等を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) 被災県

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに別に定める都道府県をいう。

##### (2) 被災地方公共団体

被災県並びに被災県の管内の指定都市及び中核市(東日本大震災による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)又は被災者生活再建支援法(平成10年

法律第66号)が適用されたもののうち別に定めるものに限る。)並びに別に定める指定都市及び中核市をいう。

(3) 被災事業所等

被災県の区域のうち、東日本大震災による災害に際し災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村のうち別に定めるものの区域に設置される、次のアからエに掲げる事業を行うための事業所及び施設等であつて、東日本大震災により、被災したものをいう。

ア 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業

イ 児童福祉法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

ウ 児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業

エ 児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業

(交付の対象)

4 この補助金は、平成23年6月15日雇児発0615第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金実施要領」に基づき被災地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。

(1) 被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

(2) 被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市町村(指定都市又は中核市を除く。)又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(2) 施設整備を目的とする事業(土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む)

(3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用(敷金、保証金、保険料等)

(4) 子育て支援サービス等の提供に資することのないもの。

(5) 東日本大震災により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの。(当該備品

購入が、効率的な子育て支援サービス等の提供に資する場合を除く。)

(6) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 4の(1)の事業

ア 次の表の第1欄の種目に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(2) 4の(2)の事業

ア 次の表の第1欄の種目に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
被災事業所等で新たに賃借物件を借りて事業再開する場合	(1施設あたり) 2,210,000円	需用費(消耗品費、修繕費、印刷製本費) 備品購入費 旅費(職員旅費) 賃金 使用料及び賃借料(賃借料(礼金)) 役務費(保険料、手数料(仲介手数料)、運搬料、保管料)

被災事業所等で新たに賃借物件を借りずに事業再開する場合	(1 施設あたり) 2,000,000円	需用費 (消耗品費、修繕費、印刷製本費) 備品購入費 旅費 (職員旅費) 賃金 役務費 (運搬料、保管料)
-----------------------------	-------------------------	---

(補助金の概算払)

7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができる。

(交付の条件)

8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書

を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

(10) 都道府県又は指定都市及び中核市は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア (1)から(6)に掲げる条件。この場合において、(1)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、「国庫」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県」と指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、(4)中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事の承認」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は、「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式5により速やかに都道府県知事（指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、

本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県(指定都市又は中核市が補助を行う場合は市)に納付させることがある。

(11) (9)又は(10)により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(12) (9)又は(10)により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、別紙様式第2に準じた変更交付申請書類に関係書類を添えて、平成24年1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (交付決定までの標準期間)

11 厚生労働大臣は、9又は10による申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(1)又は(2)により事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成24年4月30日までに、別紙様式4の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により6, 9, 10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



### 平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金所要額調書

平成 年度

厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち補助金相当額	決算額	うち補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円	
(組織)厚生労働本省 (項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金										

(注)1. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。  
2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 細川 律夫殿

●●県知事  
●●市長



平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 3 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(別表2)

(注)変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付申請額の差額を記載すること。

(別表1)

平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金所要額調書

●●県・市

	施設名称	施設所在市町村	施設種別(*1)	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 支出予定額 d	基準額(*2) e	交付申請額 cとdとeのいずれか低い方 の額(1,000円未満切り捨て)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
(合計)									円

\*1 施設種別の欄には、「放課後児童健全育成事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「家庭的保育事業」の別を記載すること。

\*2 基準額の欄には、2,210,000円(新たに賃借物件を借りて事業再開する場合)又は2,000,000円(新たに賃借物件を借りずに事業再開する場合)のいずれかの額を記載すること。

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書

施設名称: ○○○○○

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費			円	円	
消耗品費					
修繕費					
印刷製本費					
備品購入費					
旅費					
職員旅費					
賃金					
使用料及び賃借料					
賃借料(礼金)					
役務費					
保険料					
手数料(仲介手数料)					
運搬料					
保管料					
(合計)					

\*1 同内容であれば別様式でも差し支えない。

\*2 別表1に記載した施設ごとに本明細書を作成すること。

\*3 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額(d)」と一致すること。

\*4 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

(別紙様式第3)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 細川 律夫殿

●●県知事  
●●市長



平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

関係書類

- ・実績報告額算出表(別表1)
- ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(別表2)
- ・歳出歳入決算書(又は見込み書)抄本

(別表1)

### 実績報告額算出表

●●県・市

	施設名称	施設所在市町村	施設種別(*1)	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 実支出額 d	基準額(*2) e	要国庫補助額 cとdとeのい ずれか低い方の額 g	交付決定額 h	受入額 i	差引△ 不足額 (i-g)
1				120,000円	100円	119,900円	200,001円	200,000円	119,000円			円
2						円			円			
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
(合計)												

\*1 施設種別の欄には、「放課後児童健全育成事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「家庭的保育事業」の別を記載すること。

\*2 基準額の欄には、2,210,000円(新たに賃借物件を借りて事業再開する場合)又は2,000,000円(新たに賃借物件を借りずに事業再開する場合)のいずれかの額を記載すること。

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書

施設名称: ○○○○○

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費			円	円	
消耗品費					
修繕費					
印刷製本費					
備品購入費					
旅費					
職員旅費					
賃金					
使用料及び賃借料					
賃借料(礼金)					
役務費					
保険料					
手数料(仲介手数料)					
運搬料					
保管料					
(合計)					

\*1 同内容であれば別様式でも差し支えない。

\*2 別表1に記載した施設ごとに本明細書を作成すること。

\*3 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の実支出額(d)」と一致すること。

\*4 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

県 知 事  
指 定 都 市 の 長 印  
中 核 市 の 長

繰越明許費繰越承認額報告書

平成 年 月 日厚生労働省雇児発 第 号により交付決定があった子育て  
支援事業設備等復旧支援事業費補助金について、交付要綱の 1 2 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 繰越明許費繰越承認決定額

金 円

(注) 別添参考となる書類 (繰越明許費繰越決定通知書、繰越を必要とした理由等)



号  
年 月 日

県 知 事  
指 定 都 市 の 長 殿  
中 核 市 の 長

補助金事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 号により交付決定があった子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金について、交付要綱の 8 の (10) のウの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 (要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類 (2 の金額の積算の内訳等)